

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 公金の収納の事務を委託した件	二五三
○ 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件六件	二五三
○ 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	二五四
○ 特定水産資源について数量を変更した件	二五五
○ 道路の区域を変更する件	二五五
○ 道路の供用を開始する件	二五五
○ 都市公園と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した件	二五五
公 告	
○ 浸水想定区域を指定した件	二九六
○ 一般競争入札を行う件	二九七
○ 落札者を決定した件	二九八
正 誤	
○ 令和三年六月二十九日付け定例第二百十号中	二九八

告 示

福島県告示第五百七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を令和三年四月一日次のとおり委託した。

令和三年七月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県総合療育センターにおける診療費等の収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地

株式会社ニチイ学館
東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地
三 収納の事務を委託する期間
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

（児童家庭課）

福島県告示第五百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年七月九日から同年八月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和三年七月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島駅西口ショッピングセンター 福島県福島市公事田六番七ほか五〇筆
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年七月九日から同年八月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和三年七月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
事業活動に伴って発生する廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるものについては、再資源化ルートを利用し、極力再生利用に努めること。
廃棄物の処理にあたっては、適正に処理すること。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年七月九日から同年八月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年七月九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイユーエイト三春街道店 福島県郡山市西田町大田河原五八番地一
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年七月九日から同年八月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年七月九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
会津若松ショッピングセンター 福島県会津若松市駅前町四〇番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一

項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年七月九日から同年八月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和三年七月九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
新福島駅ビル 福島県福島市栄町一番一号
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
事業活動に伴って発生する廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるものについては、再資源化ルートを利用し、極力再生利用に努めること。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年七月九日から同年八月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年七月九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
JR郡山市民市場 福島県郡山市燧田一九五番地
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年七月九日から同年八月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工

課に備え置いて縦覧に供する。
令和三年七月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) カインズ会津若松店 福島県会津若松市神指町大字南四合字幕内南六三二番地一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百十五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第五項の規定により、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和三年管理年度における数量を令和三年七月一日次のように変更したので、公表する。
令和三年七月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 令和三年管理年度(令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法第十六条第一項に掲げる福島県知事管理漁獲可能量
 - 第一 くろまぐろ(小型魚)
 - 一 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
十二・八トン
 - 二 知事管理区分に配分する数量
福島県くろまぐろ(小型魚) 漁業に全量を配分する。
 - 第二 くろまぐろ(大型魚)
 - 一 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
一・〇トン
 - 二 知事管理区分に配分する数量
福島県くろまぐろ(大型魚) 漁業に全量を配分する。
- (水産課)

福島県告示第五百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和三年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年七月九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前	敷地の幅員	延長
-----	----	-----	-------	----

の別 (メートル) (メートル)

県道須賀川矢吹線	西白河郡矢吹町寺内東七七番一地从先から同郡同町寺内西三三五番地先まで	変更前 A 四・六〇 二六・五〇	変更後 A 四・六〇 二六・五〇 B 一三・八〇 七八・九〇	三六三・一〇 三六三・一〇 五八五・五〇
----------	------------------------------------	---------------------------	--	----------------------------

(道路計画課)

福島県告示第五百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和三年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年七月九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道小浜字町線	南相馬市原町区小浜字西内四四番地先から同市原町区小浜字丸山二二九番地先まで	令和三年七月二二日

(道路計画課)

福島県告示第五百十八号

都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第五条の十第一項の規定により、都市公園と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。その関係図書は、福島県土木部都市総室まちづくり推進課及び福島県いわき建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和三年七月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 都市公園の名称
- 1 岩間防災緑地
- 2 沼ノ内防災緑地
- 3 久之浜防災緑地

二 兼用工作物の位置

- 1 いわき市岩間町川田二百十二番地内から同市岩間町川田二百一十一番地内まで
- 2 いわき市平沼ノ内字浜街百八十二番九十三地先から同市平沼ノ内字浜街百八十二番九十一地内まで
- 3 いわき市久之浜町久之浜字東町百十七番地内から同市久之浜町久之浜字北町二百番地内まで

三 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 いわき市長 清水 敏男 いわき市平字梅本二十一番地

四 管理の内容

- 1 道路専用施設（路面、道路の附属物その他のもつぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）及び路面に接する法面（当該路面端から法長一メートルまでの範囲内にあるもの。以下同じ。）の改築、維持又は修繕
 - 2 維持管理の範囲については、関係図面のとおり
 - 3 原則として道路専用施設及び路面に接する法面に係る災害復旧
 - 4 1、2及び3に掲げるもののほか、道路法（昭和二十七年法律第八十号）又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理（道路専用施設の部分に係る同法第三十二条又は同法第三十五条の規定による権限の行使及び道路専用施設以外の部分に係る同法第二十二條第一項又は同法第五十八條第一項の規定による権限の行使を除く。）
- 五 管理の期間
令和三年三月二十六日から道路の存続する日まで

（まちづくり推進課）

公 告

公告第三百三十一号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、大久川、小久川、滑津川及び藤原川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県いわき建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

なお、浸水想定区域を指定した件（平成二十年福島県公告第四百四十二号）（藤原川水系藤原川に係る部分に限る。）は、廃止する。

令和三年七月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（河川整備課）

公告第132号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年7月9日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 水生植物刈取船 1式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年3月25日（金）
- (4) 納入場所 翁島港マリーナ（福島県耶麻郡猪苗代町翁沢字上前田4）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年8月3日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和3年8月3日（火）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和3年7月9日（金）から同年8月3日（火）まで（土曜日及び日曜日並びに同年7月22日及び同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙30枚が入る程度の大きさと、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年7月20日（火）午後5時までに必着で請求すること。

- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和3年7月20日（火）午後2時 福島県出納局入札用度課

- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和3年8月27日（金）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月26日（木）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った者を落札者とする。
(4) 契約書作成の要否 要
(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
(6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Aquatic plant harvester
1 set
(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 27 August 2021
(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 26 August 2021
(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima
960-8670 Japan TEL 024-521-7563
- （入札用度課）

公告第133号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと
おり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定
める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規
則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年7月9日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- | | |
|--------------------|----|
| (1) 除雪ドーザ1（14t級） | 1台 |
| (2) 除雪ドーザ2（18t級） | 1台 |
| (3) 除雪ドーザ3（18t級） | 1台 |
| (4) 除雪ドーザ4（14t級） | 1台 |
| (5) 凍結防止剤散布車1（3t級） | 1台 |
| (6) 凍結防止剤散布車2（4t級） | 1台 |
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和3年5月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
- | | | |
|------------------|--------------|-------------------------|
| (1) 1の(1)に掲げる物品等 | 日本キャタピラー合同会社 | 東京都中野区本町一丁目32番2号 |
| (2) 1の(2)に掲げる物品等 | 会津機械株式会社 | 福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田588番地 |
| (3) 1の(3)に掲げる物品等 | コマツ福島株式会社 | 福島県郡山市字下亀田16番地3 |
| (4) 1の(4)に掲げる物品等 | コマツ福島株式会社 | 福島県郡山市字下亀田16番地3 |
| (5) 1の(5)に掲げる物品等 | コマツ福島株式会社 | 福島県郡山市字下亀田16番地3 |
| (6) 1の(6)に掲げる物品等 | コマツ福島株式会社 | 福島県郡山市字下亀田16番地3 |

5 落札金額

- (1) 1の(1)に掲げる物品等 22,770,000円
 (2) 1の(2)に掲げる物品等 25,300,000円
 (3) 1の(3)に掲げる物品等 24,420,000円
 (4) 1の(4)に掲げる物品等 19,800,000円
 (5) 1の(5)に掲げる物品等 21,670,000円
 (6) 1の(6)に掲げる物品等 21,890,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和3年3月26日

(入札用度課)

二七五			上	八	土湯温泉町字	土湯温泉字	ページ	正	誤	
一	二	〇					段			行
○令和三年六月二十九日付け定例第二百十号中										

正
誤